

「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知） 別添 2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」]

## 1 介護等の業務の範囲

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護婦その他医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院として必要な職員を除く。）並びに児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）の介護職員
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第 8 条第 2 項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）のうち居宅介護、行動援護又は外出介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 障害福祉サービス事業のうち障害者デイサービスの介護職員
- (7) 指定訪問介護（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護をいう。）又は指定介護予防訪問介護（介護保険法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護をいう。）の訪問介護員
- (8) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員
- (9) 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2

第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員

(10) 指定夜間対応型訪問介護(介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)の訪問介護員

(11) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護という。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスという。以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員

(12) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者

(13) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第18項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者

(14) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員

(15) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(16) 介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(17) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本科(1~4)」、「老人性認知症患者療養病棟入院科」又は「診療所老人医療管理科」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの

(18) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第四号に規定する療養病床により構成される病棟等(16及び17に定める病棟等を除く。)において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

- (19) ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (20) 性筋萎縮症者療養等給付事業について(昭和44年7月14日付け社更第127号)別紙(進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱)に基づく「進行性筋萎縮症者療養等給付事業」を行っている施設(入所について委託を受けている病棟に限る。)において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (21) 介護等の便宜を供給する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)別表附則第3に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) 財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (24) 重症心身障害児(者)通園事業の実施について(平成15年11月10日付け障発第1101001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
- (25) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け厚生省社第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (27) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (28) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (29) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの寮母
- (30) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第765号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の寮母

(31)「原爆被害者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

なお、上記の介護業務の範囲の取扱の細則については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長通知)を準用することとする。